

内部質保証に関する方針

1. 基本方針

- (1) 本学は、本学の理念・目的の実現に向けて、自らの教育研究その他諸活動について自己点検・評価を行い、大学としての一定水準の維持・向上を図り、社会に対し説明するための仕組みを恒常的に機能させることによって内部質保証を行う。
- (2) 本学は、「三つの方針(3 ポリシー)の策定に関する基本方針」をはじめとする各種方針の実現並びに学部・研究科の三つの方針を起点とする PDCA サイクルの構築に向け策定した行動計画を、段階的・重層的に点検・評価、改善することにより、継続性・組織性・透明性・客観性に基づく内部質保証を推進する。

2. 責任体制・手順等

- (1) 本学は、「経営会議」を、内部質保証推進組織と位置づけ、当会議において、本学の理念・目的の実現に向けた各種方針、事業・財政計画、自己点検・評価を基盤とした他諸活動の改善方針等を決定し、学内外に明示する。これら方針等の決定にあたっては、学長は、教授会、研究科委員会に意見を求める。
- (2) 内部質保証の基盤として行う自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が統括し、当委員会において、学部・研究科並びに委員会等の各組織が行う諸活動（教育・研究活動、組織運営等）に関する自己点検の結果を評価し、全学的または教育課程・部門横断的課題を抽出する。自己点検・評価結果は、当委員会が、毎年、自己点検・評価報告書として取りまとめ、質保証室を通じて経営会議に報告する。
- (3) 経営会議が行う内部質保証推進を支援するため、「質保証室」が、自己点検・評価報告書に基づく自己点検・評価結果の検証、学部・研究科並びに各組織における質保証の支援、質保証に係る情報の集約・分析・発信の他、学部・研究科並びに各組織の諸活動に対し、学長が改善指示を行うにあたっての根拠情報を提供する。
- (4) 内部質保証を担保するため、有識者等による外部評価並びに認証評価機関による機関別認証評価及び専門分野別認証評価を受審する。
- (5) 内部質保証の推進について、広く社会に証明・説明するため、教育情報並びに自己点検・評価結果、外部評価結果、認証評価結果を、多様な媒体を用いて積極的に公表する。
- (6) 内部質保証推進の一環として行うファカルティ・ディベロップメント（FD）並びにスタッフ・デベロップメント（SD）を通じて、教職員の資質・能力の向上を図る。FDは、教員の専門性、授業運営、カリキュラムの質の向上を目指す。SDは、これらの組織的基盤となる「大学人」として質の向上を目指す。

3. 教育活動の有効性・適切性に関する検証

- (1) 本学は、教育活動の有効性の検証を、①授業レベル、②教育課程レベルの2段階で行う。検証は、各教育課程のアセスメントプランに示す指標を用いる。改善にあたっては、教育活動及びアセスメントプランに基づく各種情報を把握し、積極的に活用する。

- (2) 教育課程レベルの検証については、学部・研究科のアセスメントプランに則り、学部・研究科の教育目標の到達に向けた成果を、教授会及び研究科委員会において点検・評価する。
- (3) 授業レベルの検証については、各授業の担当教員が行う直接評価及び間接評価の指標を用いた点検・評価結果について、学部は教務委員会、研究科は研究科教務委員会が総括し、アセスメントプランに則り点検・評価する。
- (4) 学生、実習施設、就職先施設、地域社会等、本学の教育活動に直接的または間接的に関与するステークホルダーによる評価を実施し、評価結果に基づく検証と改善を行う。

附 則

この方針は、令和2年2月21日に制定され、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

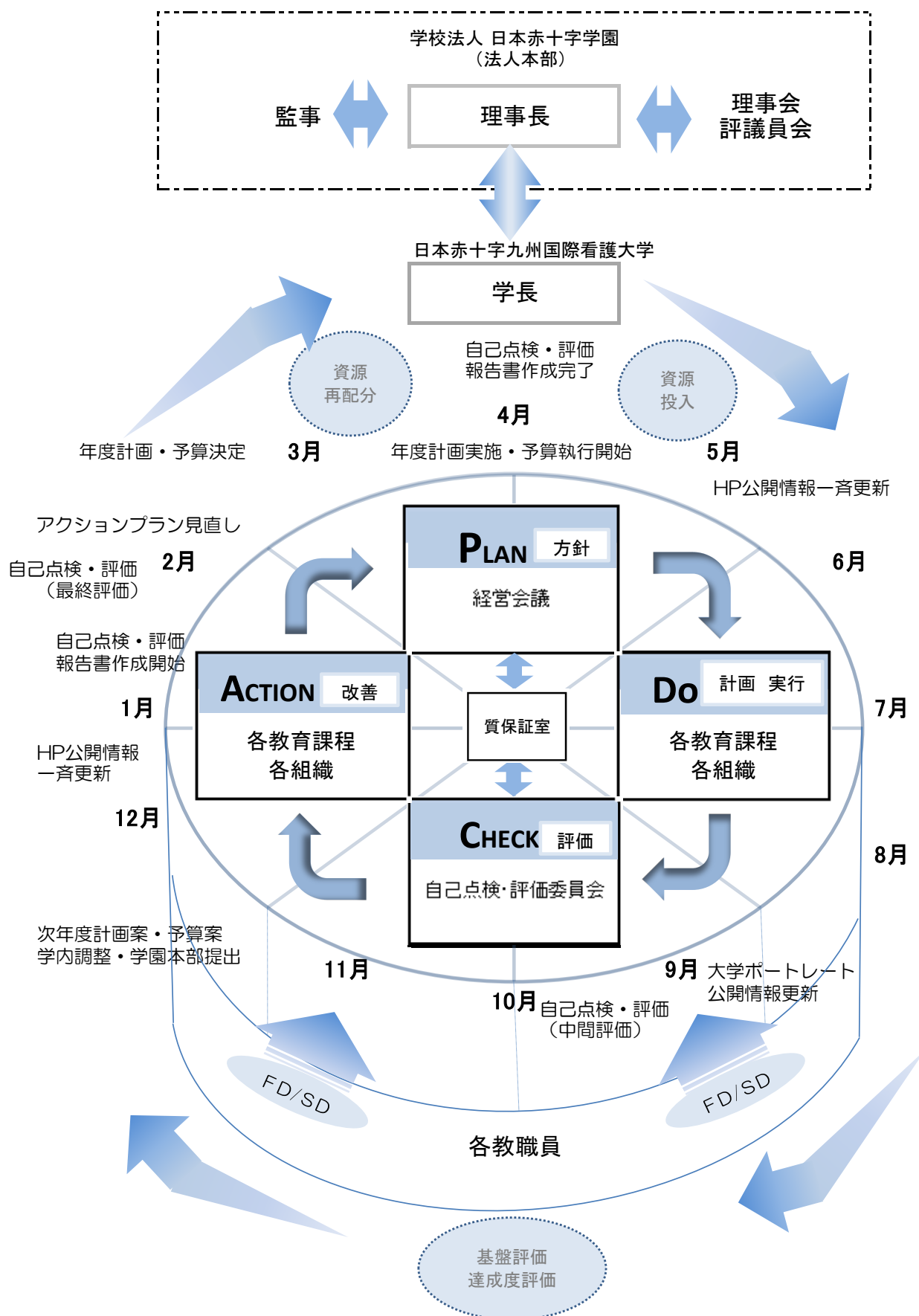
【参考資料】

概念図1：日本赤十字九州国際看護大学 経営システム及び教学マネジメント概念図

概念図2：日本赤十字九州国際看護大学 内部質保証体制図

概念図3：日本赤十字九州国際看護大学 教学マネジメント体制図

日本赤十字九州国際看護大学 経営システム及び教学マネジメント概念図



注) 各教職員及び各教育機関及び各組織は、日常的にPDCAサイクルを循環させる。

- <矢印付随の数字の説明>**

